

第14回軽米町議会定例会

令和 7年 2月27日(木)

午前10時00分 開 会

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の令和7年度施政方針演述
- 日程第 4 教育長の令和7年度教育行政方針演述
- 日程第 5 同意案第 1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求め
ることについて
- 日程第 6 同意案第 2号 固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任に関し同意を
求めることについて
- 日程第 7 同意案第 3号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ
て
- 日程第 8 同意案第 4号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ
て
- 日程第 9 同意案第 5号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ
て
- 日程第10 同意案第 6号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ
て
- 日程第11 同意案第 7号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ
て
- 日程第12 同意案第 8号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ
て
- 日程第13 同意案第 9号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ
て
- 日程第14 同意案第10号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ
て
- 日程第15 同意案第11号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ
て
- 日程第16 同意案第12号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ
て
- 日程第17 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて

日程第 1 8	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
日程第 1 9	議案第 1 号	軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 0	議案第 2 号	軽米町企業版ふるさと納税基金条例
日程第 2 1	議案第 3 号	軽米町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例
日程第 2 2	議案第 4 号	軽米町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例等の一部を改正する条例
日程第 2 3	議案第 5 号	軽米町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
日程第 2 4	議案第 6 号	軽米町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 5	議案第 7 号	令和 6 年度軽米町一般会計補正予算（第 9 号）
日程第 2 6	議案第 8 号	令和 6 年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 7	議案第 9 号	令和 6 年度軽米町水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 8	議案第 1 0 号	令和 7 年度軽米町一般会計予算
日程第 2 9	議案第 1 1 号	令和 7 年度軽米町国民健康保険特別会計予算
日程第 3 0	議案第 1 2 号	令和 7 年度軽米町介護保険特別会計予算
日程第 3 1	議案第 1 3 号	令和 7 年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 3 2	議案第 1 4 号	令和 7 年度軽米町水道事業会計予算
日程第 3 3	議案第 1 5 号	令和 7 年度軽米町下水道事業会計予算

○出席議員（12名）

1番	田中祐典君	2番	甲斐鉦康君
3番	上山誠君	4番	西舘徳松君
5番	江刺家静子君	6番	中村正志君
7番	田村せつ君	8番	茶屋隆君
9番	大村税君	10番	細谷地多門君
11番	本田秀一君	12番	松浦満雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本賢一君
副町	長	江刺家雅弘君
総務課	長	日山一則君
政策推進課	長	野中孝博君
政策推進課	主幹	鶴飼義信君
会計管理者兼税務会計課	長	寺地隆之君
町民生活課	長	鶴飼靖紀君
健康福祉課	長	竹澤泰司君
健康福祉課	主幹	日向安子君
産業振興課	長	小笠原隆人君
産業振興課	主幹	輪達隆志君
地域整備課	長	神久保恵蔵君
水道事業所	長	神久保恵蔵君
教育委員会	教育長	小林昌治君
教育委員会事務局	教育次長	古舘寿徳君
教育委員会事務局	主幹	輪達ひろか君
選挙管理委員会	事務局長	日山一則君
農業委員会	会長	山田一夫君
農業委員会事務局	長	小笠原隆人君
監査委員	員	西山隆介君
監査委員会事務局	長	関向孝行君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	関向孝行君
-------	---	-------

議 会 事 務 局 主 任
議 会 事 務 局 主 事

竹 林 亜 里 君
山 下 海 斗 君

◎開会及び開議の宣告

- 議長（松浦満雄君） ただいまから第14回軽米町議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

- 議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から同意案12件、諮問2件、議案15件及び各課の事務報告書の提出がありました。

次に、本定例会に提出された一般質問通告は、上山誠君、細谷地多門君、田村せつ君、田中祐典君、大村税君、茶屋隆君、中村正志君、江刺家静子君の8名であります。いずれも配布してございますので、朗読は省略いたします。

監査委員から、令和6年11月分から令和7年1月分までに係る現金出納検査結果の報告があり、その写しを配布してございます。

また、閉会中の議会の出来事につきましては、議会事務局日誌として写しを配布してございますので、ご了承願います。

本定例会の会期については、2月20日午前9時から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日より3月13日までの15日間とし、同意案12件と諮問2件については本日、本会議場において審議、採決することとし、議案第1号から議案第15号までの15件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

また、議会運営委員会の協議において、本日行われる町長の令和7年度施政方針演述と教育長の令和7年度教育行政方針演述に対しまして、特にこれに限り追加質問を許すことで協議が調った旨、議会運営委員長より報告がありました。質問される議員は、明日2月28日正午までに通告願います。

本日までに受理した請願1件は配布した請願書の写しのとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

また、管外から郵送により要望書1件の提出がありましたので、資料として配布してございます。

本定例会の日程及び議案の付託区分表は配布してございますので、朗読を省略します。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において6番、中村正志君、7番、田村せつ君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月13日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より3月13日までの15日間に決定しました。

◎町長の令和7年度施政方針演述

○議長（松浦満雄君） 日程第3、町長の令和7年度施政方針演述を行います。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 本日ここに令和7年3月定例会が開会されるに当たりまして、令和7年度の町政運営に対する私の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

6期目となる町長就任から早いもので3年目の春を迎えようとしております。この間、町民並びに議員の皆様方には、多大なるご指導と温かいご支援、ご協力を賜り、改めて熱く御礼を申し上げます。

任期の折り返しを迎え、令和7年度においても、その歩みを止めることなく、町の将来像である「一人一人の活力と思いやりが循環するまち」の実現に向けて一步一步着実に各種施策を推進してまいります。

そのためにも、議員各位と意思疎通を密にし、職員と一丸となって引き続き全力を挙げて町政運営に取り組んでいく所存でありますので、より一層のご支援とご協力をお願いを申し上げます。

令和7年は、旧軽米町、小軽米村、晴山村の町村合併から70周年を迎える記念すべき年となります。

長年にわたり町勢発展のためにご尽力をくださいました諸先輩方、町民の皆様に敬意と感謝の意を表し、今後も歴史と伝統のある軽米町のさらなる発展のために全

力で取り組んでまいります。

また、音更町との姉妹締結40周年を迎えます。これまで、スポーツや文化活動、小学校児童による相互訪問など、様々な分野で交流が展開されてまいりました。

40周年を機に両町の絆がさらに深まり、未来に向かって発展していくよう、交流事業を進めてまいります。

さて、町を取り巻く社会情勢は、少子高齢化や人口減少が急速に進み、特に生産年齢人口の減少は労働力不足を引き起こし、地域経済の活力の低下を招いております。また、依然として続く物価高騰・資材高騰により、経済情勢につきましても町民の生活や企業活動など多方面にわたり厳しい状況が長期化しております。

令和7年度一般会計予算の編成につきましては、こうした社会情勢を背景に一層厳しさを増す町の財政環境等を踏まえ、あらゆる手段による歳入確保に努めるほか、各事業の厳格な精査を行い、事業効果の検証、見直しによる歳出削減を図りつつ、重点的に取り組むべき事業への投資を行うことを方針として定め、予算編成に当たったところであります。

予算総額につきましては、人件費や公債費が増となったほか、「若者定住住宅整備事業」や「メモリアルブリッジ改修事業」など新規事業の増により、前年度に比べ、6.8%、4億5,000万円増の70億7,000万円を計上したところであります。

歳入におきましては、主要な自主財源である町税において固定資産税で1,211万円の減が見込まれる中、町税収入の確保と適正な受益者負担とともに、ふるさと納税などの自主財源の確保に努めながら、歳出につきましても事務事業の見直しをはじめ、地域活性化や福祉の向上、教育環境の充実等、優先的事业への重点配分に努め、新規事業においては、より有利な財源の確保を図り、予算編成に取り組んだところでありますが、5億1,921万円余りの財源不足が生じ、財政調整基金により調整させていただいたところでございます。

今後の財政運営に当たりましては、厳しい財政状況と将来的負担の軽減を図るため、創意工夫により一層効率的な予算執行に努めてまいります。

以下、総合発展計画の施策項目に沿って、令和7年度の主要施策について申し上げます。

初めに、豊かな自然と美しい景観のまちづくりについて申し上げます。

軽米町の豊かな自然環境の保全につきましては、清潔で住みよい町づくりのため、町民総参加のクリーンアップデー事業を継続実施し、環境衛生に対する意識の高揚を図るとともに、花いっぱいコンクールを通じて地域団体や学校、企業など町民一体となって、花のあふれる町づくりを推進してまいります。

再生可能エネルギーの取組について申し上げます。「折爪岳風力発電所」は、令

和6年に工事に着手し、令和8年の稼働に向け工事が進められております。

また、（仮称）小軽米風力発電事業につきましては、引き続き環境アセスメントの手順に従って、事業計画を進める予定となっております。

再エネ施設を活用した環境教育につきましては、メガソーラー5施設と風力発電所、鶏ふんバイオマス発電所、ミレットパーク・ソーラー館を活用し、教育委員会や発電事業者と連携を取りながら、環境学習の充実に努めてまいります。

地球温暖化対策及び脱炭素社会の実現に向け、町内で生み出される電気の活用方法等の検討や、再生可能エネルギーの普及について、町民への啓発を図るとともに、電気自動車を購入した方や家庭用太陽光発電設備を整備した方への助成事業として「ゼロカーボン推進事業費補助金」を継続して実施してまいります。

次に、一人一人がいきいき暮らすまちづくりについて申し上げます。

ごみステーションまでの搬出が困難な高齢者や障がい者世帯に対する「高齢者ゴミ出し支援事業」につきましては、現在27世帯がサービスを利用しております。令和7年度におきましても事業を継続し、制度の周知普及に努め、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう支援してまいります。

生涯学習の推進につきましては、かるまい文化交流センターを生涯学習の拠点施設として、誰もが利用しやすい運営管理に努め、学習情報の発信や各種講座の開設等に取り組み、学習環境の充実に努めてまいります。

また、町民の交流の場としての活用促進を図るため、各種イベントの開催や団体活動の支援に努めてまいります。

生涯スポーツの推進につきましては、各競技団体の実情や価値観の変化に寄り添いながら、町民の多様なニーズに応じたスポーツプログラムの導入を推進してまいります。

また、町民が日常的にスポーツ活動に親しみながら、健康維持のため運動できるよう町内の各施設の計画的な修繕と機能維持を図ってまいります。

保健対策の充実ににつきましては、特定健診、がん検診による疾病の早期発見・早期治療並びに町民の生活習慣改善を支援する健康教室の実施と特定保健指導の充実に図り、糖尿病とその重症化予防及び脳卒中对策を推進してまいります。

自殺対策につきましては、相談体制の強化と住民への周知を図るとともに、ゲートキーパーの養成など、町民が支え合える体制づくりに努めてまいります。

高齢者の保健事業につきましては、介護予防と一体的な取組を推進し、低栄養、口腔機能向上等、心身の活力を保つフレイル予防を進めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、第3期軽米町データヘルス実施計画に基づき、効果的かつ効率的な保険事業を実施し、被保険者の健康と医療費の適正化を推進していくほか、国民健康保険税の確保に努め、国民健康保険財政の適正かつ安定的な

運営に取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業につきましても、保険料の確実な収納と徴収に努めるとともに、各種検診の受診率向上を図ってまいります。

福祉の充実につきましては、住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう、様々な機会を通じて住民に対し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、本人や家族への支援に努めてまいります。

また、地域包括ケアシステムの大きな柱となる、住民の支え合いの仕組みづくりを進めるため、地域の支え合い活動を推進する協議体「かるまい結っこの会」の運営及び後方支援を行うとともに、地域で行われる住民主体の通いの場の活動を推進するための支援を継続してまいります。

障がい者福祉につきましては、「軽米町障害者福祉計画」に沿って、住民が人格と個性を尊重し合い安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、自立支援給付や地域生活支援事業を実施してまいります。

次に、子育て環境日本一を目指すまちづくりについて申し上げます。

子育て支援環境の充実につきましては、子育て世代包括支援センター「めぐかる」を中心に、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な保健師・助産師等が相談に応じ、様々なニーズに即した支援に努めてまいります。

さらに、相談事業と経済的な支援を一体化させ、妊娠期と出産後のそれぞれの面談に合わせて各5万円を支給する出産・子育て応援給付金と併せ、令和6年度より開始した1歳児未満の乳児を育てる世帯へおむつ代の一部助成事業を継続し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、子育て世帯への支援や育児不安についての相談などを行う「ピヨピヨ広場」につきましては、令和5年12月からかるまい文化交流センターへ移設し、利用者数も順調に増加しております。今後も利用者の意向を踏まえ様々な事業を実施し、子育て世帯の支援を継続してまいります。

「軽米児童クラブ」につきましては、令和6年3月より旧軽米幼稚園において運営を行っており、小軽米・晴山小学校児童の送迎を継続するとともに、令和7年度から長期休業時の送迎を行うこととし、安全な環境での児童の健全育成に努めてまいります。

また、保育料につきましては、令和4年度から実施している完全無償化を継続し、保護者の負担軽減と保育の充実に努め、一時預かり事業におきましても、町内に住所のある児童については保育料無償とし、花のまち軽米こども園での実施を継続し、子育てしやすい環境の充実に努めてまいります。

教育の充実につきましては、学力向上支援員、特別支援員を全小中学校に継続して配置し、子供たちの個々の状況に応じたきめ細やかな指導により学力向上に努め

てまいります。

教育環境につきましては、GIGAスクール構想に伴う1人1台のタブレットの利活用を進め、充実した教育環境の下で授業づくりを進めてまいります。

学校給食につきましては、令和3年度から実施している小中学校児童生徒の無料化を継続するとともに、学校給食センターの調理機器の計画的な更新を図り、安全安心な給食の提供を行うことで、子供たちの心身の成長を支えてまいります。

また、県立軽米高等学校につきましては、入学者の減少が続いておりますが、進学や部活動で大きな成果を上げてきております。現在の1学年2クラスを維持できるよう、県に対して強く要望するとともに、今後も町内外からの入学者の増につなげるため、軽米高校教育振興会支援事業を継続し、給食費の半額補助、通学費補助、教育環境等への支援に加え、令和7年度には制服購入費の助成を新たに盛り込み、魅力ある高校となるよう支援してまいります。

次に、資源を活かした地域産業のまちづくりについて申し上げます。

かるまいブランドの推進につきましては、認証制度開始から13年目となり、現在28品目が認証されておりますが、軽米町の知名度向上にもつながるよう、引き続き軽米町商工会などの関係機関と連携し、新商品開発に向けた取組に努めてまいります。

6次産業化につきましては、今後も軽米町商品開発等促進事業等を活用した商品開発、販路開拓、PR活動を推進するとともに、ホームページやSNSを活用した販売や情報発信の強化等により、知名度の向上と販路拡大に努めてまいります。

農業の振興につきましては、令和6年度において農業委員会の協力を得ながら、町内10地区の地域計画を策定し、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化したところであります。地域計画に沿った担い手への農地集積・集約化を図るため、引き続き農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、新たな支援制度を創設して推進してまいります。

担い手の確保・育成につきましては、関係機関等との連携を図り軽米町親元就農給付金等により、新規就農者への支援を行うとともに、国や県の補助事業の有効活用も図りながら、認定農業者を中心とした担い手の育成に取り組んでまいります。

また、地域おこし協力隊の制度の活用や移住・定住施策とも連携した取組についても継続してまいります。

令和7年度より新たな対策期を迎える日本型直接支払制度につきましては、引き続き地域一体となった農用地保全活動、農業生産活動とともに、環境への負荷低減を目指した農業生産に関わる取組に対し支援してまいります。

園芸、工芸作物及び雑穀等につきましては、引き続き生産者及び関係機関等との連携を図りながら、産地力の強化を図る取組を推進するとともに環境負荷低減を図

るため、生分解性資材普及拡大事業を継続実施し、農作業分野における廃プラスチックの排出抑制とともに農作業の労力省力化を支援してまいります。

主食用米につきましては、令和6年産米の価格高騰により飼料用米の作付転換が見込まれております。令和7年度におきましても、県で設定した地域の生産目安を参考に、需要に応じた米生産を進めるとともに、水田を有効に活用した飼料用米等の転作作物の生産を維持するなど、引き続き農家所得の向上を図る取組を推進してまいります。

鳥獣被害対策につきましては、有害鳥獣の生息数の増加や被害面積の拡大が想定されることから、有害鳥獣の捕獲による個体数の管理、柵の設置による侵入防止対策、鳥獣被害対策実施隊の組織強化、活動支援等の取組を推進してまいります。

また、狩猟免許取得費や猟銃、ガンロッカー等の助成を継続し、鳥獣被害対策実施隊の確保に努めてまいります。

畜産につきましては、外食需要の減少などにより和牛を中心に牛肉価格が低迷している状況にあることから、肉用繁殖農家の規模拡大、維持のため、基盤をより強化するため、引き続き繁殖雌牛の導入や自家保留に係る経費の一部を支援してまいります。

林業振興につきましては、本町の森林資源を活用する木炭、シイタケ生産者や森林組合等との連携を図り、資源の有効活用、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させることができるよう、引き続き森林整備事業や広葉樹里山森林資源活用事業等を実施して推進してまいります。

また、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目指す「森林経営管理制度」につきましても、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

商工業振興につきましては、商工業者の育成や指導団体である軽米町商工会及び関連団体が実施する各種事業に対して財政的支援を継続するとともに、町内商工業者の経営基盤を強化するため、国・県などの助成制度や町融資あっせん制度等の金融支援を推進してまいります。

また、長引く物価高騰の影響下にある地域経済の活性化と町民生活を支援するため、軽米町商工会や軽米ショッピングカード会と連携し、「プレミアム付き商品券」発行事業を継続し、町内商店等の利用促進を図り、商店街の魅力向上に努めてまいります。あわせて、商工会青年部、女性部のほか関係団体と一体となり、「かるまい文化交流センター」を活用した魅力的なイベントの企画など中心商店街のにぎわい創出に努めてまいります。

次に、多様な交流が生まれる魅力あるまちづくりについて申し上げます。

かるまい文化交流センターは、令和5年12月の開館以来、町内外の方に足を運んでいただき、本年2月26日現在で、7万人を超える来館者があり、多くの喜び

の声をいただいたところであります。

特にも令和6年度は、オープニングイヤーとして、ラジオ・テレビの公開収録、歌手のコンサート、映画の上映会、町民劇など、全庁を挙げて取り組んでまいりましたが、町のみならず、町文化協会をはじめとする民間団体の方々の連携の下、一年を通じて活動が展開されたことを大変うれしく感じております。今後もより多くの方々に楽しんでいただけるイベントの開催を行うとともに、町民や民間事業者の方からも様々な方法で活用していただき、引き続き町のにぎわい創出と多様な世代の交流を推進してまいります。

観光産業の推進につきましては、全国的に観光需要回復の兆しが見え始め、町でも、コロナ禍前の水準を上回る入り込み数となってきており、引き続き、「森と水とチューリップフェスティバル」をはじめとする町の主要な観光イベントについて、創意と工夫により開催するとともに、自然や花を観光資源とするイベントの創出により、交流人口の拡大に努めてまいります。

また、折爪岳自然公園やヒメボタル等を活用した広域連携による観光PRにより、二戸広域あるいは北岩手全体の魅力向上に努めるとともに、ポスター、チラシ、広告、ラジオ、SNS等を活用して、様々なターゲットへの情報発信を強化し、町のイメージアップと多様な交流の創出に取り組んでまいります。

移住・定住事業の推進につきましては、若者の移住・定住のため、住環境の整備に着手いたします。現在、解体工事を進めている旧青少年ホームの跡地利用については、これまで様々な活用方法を検討してまいりましたが、医療機関、商業施設などが近く、通勤、通学の利便性もあることから、子育て世代や若者が居住できるような住宅整備が適切だと判断いたしました。

令和7年度は、コンセプト及び基本方針を検討する基本構想を策定し、現地調査、区画割等工事に向けた調査測量設計、土地造成工事に着手し、令和8年度には住宅整備を進めてまいりたいと考えております。それと並行して、他の町遊休地についての活用策と、若者の定住につながる支援制度等を総合的に検討してまいります。

移住希望者への支援といたしましては、「移住支援金」、「若者・移住者空き家住宅取得事業費補助金」や「移住体験補助金」などにより、受入れ環境の充実を図るとともに、岩手県及び二戸広域連携による首都圏等での移住イベントに積極的に参加し、町のPRに努めてまいります。

また、地域おこし協力隊、地域活性化起業人制度やふるさと納税を活用した、交流人口、関係人口の拡大に努めてまいります。

次に、共に支え合う安心・安全なまちづくりについて申し上げます。

岩手県内の令和6年の交通事故による死亡者は28人と前年より7人減少しており、自動車の安全機能向上等を背景に、ここ数年は減少傾向が続いています。一方、

犠牲者は65歳以上の高齢者が多く、一層の対策が求められており、引き続き交通事故のない明るい地域社会を築くため、飲酒運転撲滅運動、歩行者、運転者に対する交通事故防止の啓発活動の一層の推進に努めてまいります。

公共交通の利便性の向上につきましては、令和7年度に公共交通の利用状況や住民ニーズを把握するための調査を行うこととしており、町の現状に合った利便性の高い公共交通体系の構築を進めてまいります。

消防・防災体制の充実につきましては、全国各地で頻繁に発生している地震や台風などの自然災害から町民の生命と財産を守り、その被害を軽減させるため、地域防災計画の見直しを進め、消防関係機関と連携を図りながら、防災・減災対策を推進してまいります。

また、自主防災組織の結成・活動支援とともに、防災士の資格取得支援を継続して行うほか、消防団の活動については、消防団運営交付金による支援を継続し、小型動力ポンプ付積載車の更新と消防団活動服の更新を進めてまいります。

道路整備事業につきましては、継続事業である町道参勤街道線ほか6路線の早期発注に努め、安全で快適な道路環境の構築に向けて、事業推進を図ってまいります。

既存の道路、橋梁及び河川の予防的な修繕を重点的に進めながら適正な維持管理に努め、計画的に実施している町道橋の点検をはじめ、新たに農道橋、林道橋の点検を行い、健全性の診断を実施してまいります。

また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、令和7年度は町道蛇口四斗餅線三貫橋の補修工事を行い施設の長寿命化を図ってまいります。

住環境整備につきましては、町営住宅の適正な維持管理に努めるとともに、令和7年度は効率的かつ円滑な維持管理のため、長寿命化計画を策定いたします。

また、一般住宅の耐震診断費や耐震改修工事費への助成事業、住宅リフォーム奨励事業を継続して実施してまいります。

公共下水道事業につきましては、引き続き処理区域内における下水道の普及促進に努めるとともに、施設の維持管理に努め、公共用水域の自然環境の保全と生活環境の改善を図ってまいります。

水道事業につきましては、安全な水の安定供給と水道施設の適正な維持管理を継続し、老朽化した管路及び機器の計画的な更新に努め、効率的な事業運営に取り組んでまいります。

次に、社会変化に対応した行財政運営につきましては、長期の財政見通しにより健全な財政運営に努めてまいります。

行政DXにつきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく、各基幹システムの標準化・共通化を進めるとともに、庁内事務の効率化と行政手続のオンライン化の拡大などに取り組み、町民の利便性向上に努めてまいります。

す。

情報発信につきましては、広報紙、かるまいテレビ、ホームページ、行政無線放送、告知端末、SNSなど、様々な媒体を総合的に活用し、特にSNSにつきましては、幅広く、リアルタイムで情報を届ける手段として有効であり、若い世代にとって身近で利用率が高く、効果的な情報発信が期待できることから、取組を強化してまいります。

また、事務事業の効率化等の観点から令和7年5月末をもって、小軽米・晴山両出張所を廃止し、令和7年6月からは、これまで取り扱ってまいりました行政事務の一部について、郵便局へ取扱いを委託することで進めております。

委託により住民サービスが低下することのないように利便性の向上に努めてまいります。なお、出張所の廃止後におきましても、これまで同様に小軽米生活改善センター及び晴山公民館として利用いただけるよう管理してまいります。

以上をもちまして、令和7年度の施政方針とさせていただきます。

本定例議会には、人事同意案12件、人権擁護委員の推薦に関し意見を求める諮問2件、条例の制定及び一部改正に関する議案6件、一般会計ほか補正予算に関する議案3件、令和7年度一般会計ほか当初予算に関する案件6件の合わせて29件の議案を提出させていただきます。議員各位におかれましては、ご審議の上、全議案とも原案どおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松浦満雄君） これで施政方針演述が終わりました。

◎教育長の令和7年度教育行政方針演述

○議長（松浦満雄君） 日程第4、教育長の令和7年度教育行政方針演述を行います。

教育長、小林昌治君。

〔教育長 小林昌治君登壇〕

○教育長（小林昌治君） 軽米町議会3月定例会の開会に当たり、令和7年度の教育行政の主な施策について所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

軽米町の教育行政の推進については、議員各位をはじめ、学校、保護者、地域の方々など多くの皆様のご努力により、児童生徒の健やかな成長と生涯学習の充実が図られてきたことに深く感謝申し上げます。

令和6年度においては、各学校では、コロナ禍前の学校運営に戻りつつあり、幅広い活動が復活し、慎重に感染症対策や健康観察を行い、新しい学校文化を創造するため創意・工夫の下に教育活動に励んでいるところでございます。

文化活動では、岩手県読書感想文コンクールで最優秀賞受賞、新聞コンクールの学校表彰及び個人奨励賞など多くの受賞に輝きました。軽米高校書道部の活動では、

全日本高校・大学生書道展において優秀賞を受賞するなど優秀な成績を収めております。

児童生徒の部活動やスポーツ少年団活動においても日頃の練習の成果を遺憾なく発揮し、各大会において優秀な成績を収めております。軽米中学校では、女子バレーボール部は県中総体で優勝、優秀選手賞に2名の選手が選出され、男子ソフトテニス部個人戦では県中総体3位、東北大会5位の成績を収めました。軽米高校では、スポーツライミングユースアジア選手権で第3位、陸上競技でも、投てき種目などで優秀な成績を収め、輝かしい実績を収めております。

生涯学習・社会教育事業については、コロナ禍前の活動復活を目指し、様々な工夫を重ねながら計画に沿って進めてまいりました。事業実施に当たっては、協働参画の観点に立ち、関係する皆様のご意見を伺いながら、自治公民館活動、町民講座や寿大学、図書館事業、スポーツ事業等を推進してまいりました。かるまい文化交流センターが開館し、オープニングイヤーイベントを開催し、町内外の皆様から活用され、入館者は、2月末現在7万人を超えているところです。

令和7年度においては、国・県の動向を十分に踏まえ、令和5年度策定の「軽米町教育振興基本計画」に基づき推進してまいります。軽米町の将来を担う子供たちの健全な成長と生涯学習の町づくりをさらに発展させるため、教育行政のなご一層の推進に努めてまいります。学校教育においては、児童生徒が自分らしく生き生きと学び、夢を育み、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を総合的に兼ね備え、社会を創造する「生きる力」を身につけさせるための教育を進めてまいります。社会教育においては、地域や家庭におけるつながり合いや支え合いが生まれ、一人一人の人生が豊かとなり活気ある地域社会の形成に貢献できる環境づくりを目指してまいります。特にも、かるまい文化交流センターの円滑な運営と人が集い交流する拠点となる運営を目指してまいります。

以下、教育施策の重点事項につきまして申し述べさせていただきます。

学校教育の充実について申し述べます。

確かな学力を育む教育の推進については、多様性と包摂性のある学校文化の醸成と「子どもを主語にした学び」の実現を目指します。学習指導要領に的確に対応しながら、「いわての授業づくり3つの視点」に基づき、「わかる授業づくり」が推進されるよう、教員への学校訪問指導や研修等の一層の充実により、授業力向上を図ってまいります。

また、「確かな学力」の育成のため全ての学校に学力向上支援員を継続配置することにより、理解や習熟の程度に合わせ、個に応じたきめ細やかな指導体制の充実を図り、「個別最適な学び」を推進します。さらに、夏休み・冬休み期間に実施している学習会の開催や、英語・漢字・数学の検定受検料の助成を行うなど、主体的

に学習に取り組む力を育むことを目指してまいります。

また、小学校高学年の新聞を活用した新聞教育については、読み取る力や考える力、表現する力の向上が見られ、子供の学びへの成果も表れており、継続して実施してまいります。

キャリア教育の推進については、町内事業所のご指導とご協力をいただき教育的意義の共通理解を図りながら、職場体験学習等に取り組み、「総合生活力」「人生設計力」の育成に努めてまいります。

グローバル人材育成については、小学校、中学校にそれぞれ外国語指導助手を配置し、外国語教育の一層の充実を図るとともに、外国の習慣や文化に対する興味や関心を高める国際理解教育の推進と広い視野や国際的視点を持って活躍する人材の育成に取り組んでまいります。

情報教育の推進については、GIGAスクール構想により整備したICT機器をより効果的に活用した新たな授業づくりや家庭へのタブレットの持ち帰りなど幅広い活用を推進してまいります。また、「ICTの活用スキル」「情報活用能力」の向上を図るため、組織的・系統的な取組を推進してまいります。

さらに、情報メディアと適切に関わる習慣形成のため、町として保護者へのアンケートを実施し、実態を把握した上で学校・家庭と連携し、情報セキュリティや情報モラルに関する資質・能力の育成を図ってまいります。

豊かな心を育む教育の推進については、道徳教育として、自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成を図ります。ボランティア活動、自然体験活動の充実やスポーツや伝統芸能の継承など、家庭や地域と連携しながら、自らの生き方や人の在り方について考えを深める学習機会の拡充に努めてまいります。

生徒指導の充実については、学校教育アドバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、及び福祉など関係機関と連携し、児童生徒に寄り添った教育相談の体制、充実を図ります。また、全ての子供に教育機会が提供できるよう、教育支援センター等の運営の充実を図ってまいります。

いじめの防止については、児童生徒の日常を注意深く見守るとともに、定期的なアンケートや面談の実施により、いじめの早期発見と迅速な対応に努め、組織的な対応強化を図ります。

環境教育の推進については、身近な地域の自然観察やリサイクルなどの体験活動、自然エネルギー活用・町内の再生可能エネルギー施設についての学習などを通し、SDGsの理解など環境保全や資源の重要性についての意識の醸成を図ってまいります。

健やかな体を育む教育の推進については、児童生徒が生涯にわたり健康で活力ある生活ができるよう、学校保健の充実とともに、規則正しい生活習慣を基本とし、

スポーツに親しむ習慣づくりを進め、心身ともに健康な児童生徒の育成を図ってまいります。

通学路における危険防止のため、危険箇所の情報を共有し、家庭や地域、関係団体と連携して見守り活動の強化を図ります。

学校給食については、発達段階に応じた栄養管理と地産地消を取り入れた安心・安全な給食の提供、健やかな体を育む食育指導を推進します。

特別支援教育の充実については、福祉や医療機関と連携しながら実態把握と就学前から卒業までの一貫した支援体制を確立し、適切な支援に努めます。また、各学校への特別支援員の配置により、個に応じたきめ細やかな対応にも努めてまいります。

地域とともにある学校づくりの推進については、全ての学校に設置されている学校運営協議会の充実を図り、学校・家庭・地域との連携、協働による教育の推進に取り組めます。「まなびフェスト」を活用した「学校評価」の取組を進め、学校運営計画の改善に生かすよう努めてまいります。各学校の活動の様子をホームページや学校通信等により、積極的に発信し、これまで以上に、地域の皆様とともに子供たちの学びを支援してまいります。

教育環境の充実については、各学校の要望に沿った備品整備や施設の維持管理に努めます。また、効率的で安全なスクールバス運行に努めます。さらに、社会情勢を踏まえ、中学校部活動の「地域移行」「地域連携」を推進してまいります。

中高一貫教育の充実については、中高6年間を見通した地域学習（かるまい学）の取組や交流授業、各種交流活動など特色ある活動から、学力向上や健全育成につなげ、地域との関わりを大切にした教育活動を推進します。

県立軽米高等学校の教育活動を充実するため、質の高い学習活動への支援や通学支援等の拡充を行い、引き続き魅力ある学校づくりを支援してまいります。

教職員研修の強化については、岩手県教育委員会と連携を図りながら、オンラインでの研修の活用や先進校視察、優れた実践家の示範授業などの実際により、変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学び、主体的な姿勢を持った人材育成に努めてまいります。

このほか、教職員の服務規律の確保等にも鋭意取り組んでまいります。

生涯学習の推進について申し述べます。生涯学習の推進については、本町の生涯学習に関する施策を推進するため、生涯学習推進本部を中心に、町民・団体・関係機関・行政が連携し、引き続き「共同参画による生涯学習のまちづくり」を進めてまいります。生涯を通じて学び続けられる場づくりについては「いつでも」「どこでも」「だれでも」生涯にわたって学習できる環境づくりを推進します。

町全体の生涯学習活動を掲載した生涯学習カレンダーの全戸配布のほか、学習機

会の情報提供に努めてまいります。また、かるまい文化交流センターのイベントの企画・運営を行うとともに、同センターを活用した各団体の活動を支援し活性化を図ってまいります。さらに、自治公民館等での生涯学習活動を通して、地域コミュニティづくりを支援してまいります。

家庭と地域の教育力向上の推進については、健やかな成長を育む家庭教育の支援として、発達段階に即した家庭教育学級の充実を図り、併せて保健・医療・福祉等の関係団体との連携・協力により、相談体制や交流の場を提供してまいります。

青少年の心を育む学習活動の支援については、音更町姉妹締結40周年の節目の年でもあり交流事業の充実を図ってまいります。また、子供会活動、伝統文化の継承など体験的な活動を通して、地域を見詰める機会や仲間づくりにより、将来を担う青少年が人間性豊かに成長できるよう取り組んでまいります。

地域と学校の連携・協働の推進については、学校運営協議会と連携を図り、地域住民が学校や子供たちと関わりを深め、子供たちの学びや成長を支えてまいります。また、保護者や地域住民の協力を得ながら、放課後の児童の安全・安心な居場所づくりや登下校の見守り活動を実施してまいります。

教育振興運動の取組を通して、「家庭学習の充実」、「体験活動の充実」を図ることで心身ともに健康な青少年の育成に努めてまいります。

生涯にわたる学習活動の支援については、町民の皆様の多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、豊かな学習機会や情報の提供に努めるとともに、社会参加活動の促進を図りながら、町民の主体的な学習活動の支援に努めてまいります。

また、高齢者が、生きがいを持って健康で豊かな生活を送るための「第53期寿大学」では、学習内容の充実を図るとともに、併せて高齢者の知恵や技術を積極的に活用した世代交流などの高齢者の社会参加を進めてまいります。

社会教育環境の整備については、かるまい文化交流センターの運営に当たって、様々な団体がより活用しやすい施設運営に努めてまいります。また、町民個々の活動にも利用しやすい運営に力を尽くしてまいります。

町立図書館については、かるまい文化交流センター内への移転が行われたことにより、利用者が増加しております。さらに、蔵書と図書館機能の充実を図り、利用者サービスの向上に努め、図書館ボランティアの皆様をいただきながら、図書館ひろばなど各種事業の展開や学習スペースの充実等に努め、全ての利用者に親しみやすい図書館を目指してまいります。

生涯スポーツの振興については、町民誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、心身ともに健康な生活を営むことが大切と考え、町民のスポーツの習慣化を図るため、スポーツ施設の利用促進や健康づくり事業との連携を図りながら事業を推進してまいります。

推進に当たっては、町民の価値観の変化や競技団体の実情に寄り添い、多様なニーズの把握と各団体の活動支援に努めます。町内の各施設の環境を整え、町民が健康維持のため運動ができるよう整備を進めてまいります。各種団体が主催するスポーツ活動を支援し、競技人口の拡大や指導者人材の発掘・育成に努め、競技力の向上を図ってまいります。令和7年9月に軽米町において開催予定の岩手県スポーツ推進委員研修会等への対応のため事務局及び関係組織の強化を図ってまいります。

多様で個性ある文化の創造については、文化活動推進は町民文化祭、郷土芸能発表会、生涯学習フェスティバルなど関係団体と協働して開催し、芸術文化の振興を図ってまいります。

郷土芸能については、貴重な文化遺産と位置づけ、その活動や後継者の確保など継続した支援により保存と継承に努めてまいります。

また、有形・無形文化財の適切な調査・記録保存に努めるとともに、文化財展の開催や体験事業を通して、広く町民に公開する機会をつくるよう努めてまいります。

以上、教育行政の推進に当たっての基本的な考え方と施策の大要について申し述べました。軽米町の学校教育、生涯学習の充実と発展に取り組んでまいりますので、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） これで教育行政方針演述が終わりました。

約1時間経過しましたので、ここで休憩いたします。再開は11時10分といたします。

暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、再開いたします。

◎同意案第1号及び同意案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第5、同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてと日程第6、同意案第2号 固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任に関し同意を求めることについての2件を一括して議題といたします。

同意案第1号及び同意案第2号の2件について、提案理由の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第1号の提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員の選任について、地方税法第423条第3項の規

定に基づき、議会の同意をいただきたく提案を申し上げます。

今回の提案は、固定資産評価審査委員会委員3名のうち本田芳廣氏が令和7年3月12日をもって任期満了とすることに伴う再任の提案でございます。

本田氏は、昭和24年生まれで、昭和43年に郵政省盛岡地方郵便局に入局されました。その後、二戸、金田一、戸田、江刺家、軽米の郵便局に勤務され、平成22年3月、軽米郵便局を最後に退職されております。その間、金田一郵便局では副局長、江刺家郵便局からは局長を歴任されております。退職後は、行政連絡区長、各種選挙における投票立会人、投票管理者など、地域や軽米町の行政運営にご活躍され、令和4年3月に固定資産評価審査委員会の委員として職責を果たしており、温厚篤実な方で、地域住民からの信頼も厚く、委員として適任であると判断いたしましてご提案を申し上げます。

なお、任期は令和7年3月13日から令和10年3月12日までの3年間でございます。

ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

同意案第2号の提案理由をご説明申し上げます。固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をいただきたく提案を申し上げます。

今回の提案は、固定資産評価審査委員会の委員として令和5年4月1日より3年間の任期でご協力いただきました関向喜代志氏が、昨年12月20日、誠に残念ながら任期半ばで急逝され、委員に欠員が生じたことから、地方税法第423条第4項の規定に基づく補欠委員として、軽米町大字上館、川原木純二氏を選任いただきたく、議会の同意をお願いするものでございます。

川原木氏の経歴でございますが、昭和34年生まれで、昭和57年4月から令和5年3月まで、町職員として長く行政事務に携わり、その間健康福祉課長、地域整備課長等を歴任されております。地方行政全般に幅広い識見を備えていることから、固定資産評価の審査において、公平、公正なご意見をいただけるものと考え、同氏を適任と判断いたしましてご提案を申し上げます。

なお、補欠の委員の任期は、前任の残任期間とされておりますことから、今回の任期は令和8年3月31日までとなるものでございます。

ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてと同意案第2号 固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任に関し同意を求めることについての2件を採決します。この採決は議案ごとに起立によって行います。

同意案第1号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

同意案第2号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第2号 固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

◎同意案第3号から同意案第12号までの一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第7、同意案第3号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてから日程第16、同意案第12号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてまでの10件を一括して議題といたします。

同意案第3号から同意案第12号までの10件について提案理由の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第3号から同意案第12号までの農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてご説明申し上げます。

本同意案は、令和7年3月31日で軽米町農業委員会委員の任期が満了となることに伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

初めに、同意案第3号は、西舘聡氏でございます。西舘氏は、昭和35年生まれでございます。新蛇口地域資源保全会からの推薦によるものでございます。地域農業のリーダー的立場にあり、適任者としてご推薦いただいたところであり、令和4年4月より1期、農業委員を務められております。自身は、野菜を中心とした

畑作に取り組まれており、地域の中心的農業者として活躍されております。引き続き、農業委員として適任者であり、ご提案するものであります。

続きまして、同意案第4号は、下谷地敦雄氏でございます。下谷地氏は、昭和36年生まれでございます。これまでの農業委員としての経験を生かし、地域農業の発展の力になりたいと応募されました。平成22年1月より農業委員を務められており、また岩手県農業農村指導士として後進の指導に当たっております。自身は、認定農業者として主にハウレンソウの施設栽培に取り組まれ、地域の中心的農業者として活躍されております。引き続き、農業委員として適任者であり、ご提案をするものでございます。

続きまして、同意案第5号は、木村正司氏でございます。木村氏は、昭和33年生まれでございます。農業を取り巻く課題に取り組んでいきたいと応募されました。葉たばこ栽培のほか水稻栽培にも取り組まれており、農地利用最適化推進委員を2期務められた後、令和4年4月から農業委員を務められており、農業委員会の活動に精通されております。引き続き、農業委員として適任者であり、ご提案するものであります。

続きまして、同意案第6号は、笹山結実男氏でございます。笹山氏は、昭和36年生まれでございます。農地利用最適化推進委員を1期務められた後、平成31年4月からは農業委員として、また会長職務代理者として会長を支えてこられました。農業委員以外にも各種行政委員等を歴任され、地域からの信頼も厚く、また水稻生産にも取り組む担い手としても今後の活躍が期待されるものでございます。引き続き、農業委員として適任であり、ご提案するものであります。

続きまして、同意案第7号は、安田正一郎氏でございます。安田氏は、昭和22年生まれでございます。平成31年4月から農業委員を務められております。地域の農業事情にも精通し、農業委員会法で定める利害関係を有しない中立的立場の委員としてご尽力いただいているところであります。また、長年自身も水稻と野菜づくりに携わられており、今後も活躍が期待されるものでございます。引き続き、農業委員として適任であり、ご提案するものであります。

続きまして、同意案第8号は、川原木芳藏氏でございます。川原木氏は、昭和21年生まれでございます。軽米町土地改良区からの推薦によるものでございます。軽米町土地改良区をはじめとする農業団体の要職を務められており、農業に関する知識、経験も豊富でございます。地域でも主体的に活躍されており、適任者としてご推薦いただいたところであり、農業委員として適任者であることから、ご提案するものであります。

続きまして、同意案第9号は、畑林悦男氏でございます。畑林氏は、昭和40年生まれでございます。北いわて和牛改良組合軽米支部からの推薦をいただいております。

ます。平成28年4月より、3期農業委員を務められております。自身では、長年和牛の繁殖経営に取り組み、認定農業者であり、地域の中心的農業者として活躍されております。引き続き、農業委員として適任者であり、ご提案するものであります。

続きまして、同意案第10号は、福田光雄氏でございます。福田氏は、昭和22年生まれでございます。これまでの経験を生かし、地域農業の振興のため尽力したいと応募されました。平成16年より農業委員を務められており、自身は認定農業者として水稲と畑作に取り組み、地域の中心的農業者として活躍されております。引き続き、農業委員として適任者であり、ご提案するものであります。

続きまして、同意案第11号は、荻谷恭子氏でございます。荻谷氏は、昭和49年生まれでございます。晴山地区農業者からの推薦を受けております。自身では、果樹栽培を中心に組み込まれており、地域農業の担い手としても今後の活躍が期待され、農業委員として適任者であることから、ご提案するものであります。

続きまして、同意案第12号は、鶴飼治彦氏でございます。鶴飼氏は、昭和39年生まれでございます。笹渡地区農業者からの推薦を受けております。自身では、水稲生産を中心に組み込まれており、農業分野以外にも消防団分団長を務めるなど、地域からの信頼も厚く、地域農業の担い手としての今後も活躍が期待され、農業委員として適任者であることから、ご提案するものであります。

以上が農業委員会の委員の任命につきましての同意案10件の提案となります。全ての案件につきましてご同意くださいますようお願いをいたします。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第3号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてから同意案第12号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてまでの10件を採決します。この採決は議案ごとに起立によって行います。

同意案第3号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第3号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

ては同意することに決定しました。

同意案第4号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第4号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

同意案第5号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第5号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

同意案第6号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第6号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

同意案第7号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第7号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

同意案第8号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第8号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

同意案第9号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第9号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

同意案第10号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第10号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることにつ

いては同意することに決定しました。

同意案第 1 1 号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第 1 1 号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

同意案第 1 2 号、本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、同意案第 1 2 号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

◎諮問第 1 号及び諮問第 2 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第 1 7、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてと日程第 1 8、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについての 2 件を一括して議題といたします。

諮問第 1 号及び諮問第 2 号について、提出者の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 諮問第 1 号、第 2 号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

諮問第 1 号は、令和 7 年 6 月 3 0 日の任期満了に伴い、再任の委員を推薦することについて、諮問第 2 号は同じく令和 7 年 6 月 3 0 日の任期満了に伴い、後任の委員を推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第 1 号は、軽米町大字小軽米、中野武美氏を人権擁護委員として適任と考え、推薦するものでございます。

中野氏は、昭和 3 1 年のお生まれで、昭和 5 0 年に岩手県立軽米高等学校を卒業後、同年 4 月から軽米町役場に勤務されました。健康福祉課長、町民生活課長を歴任され、福祉関係や住民生活に関わる行政に精通されている方でございます。平成 2 9 年 3 月に定年退職され、同年 6 月から再任用として、また令和 4 年 4 月から現在まで会計年度任用職員として町民生活課に勤務されております。地域におかれましては、平成 2 8 年から小軽米水利組合の役員として、また令和 3 年から小軽米生産森林組合の役員としてご尽力いただいております。人権擁護委員としては、令和 4 年 7 月から現在まで 3 年間、地域住民の身近な相談相手として積極的に活動して

いただいております、これまでの経験を生かされ、今後も人権擁護委員として幅広く活動いただけるものと確信し、推薦するものでございます。

諮問第2号は、軽米町大字上館、川島康夫氏を人権擁護委員として適任と考え、推薦するものでございます。

川島氏は、昭和34年のお生まれで、昭和53年に岩手県立軽米高等学校を卒業後、同年4月から軽米町役場に勤務されました。軽米保育園園長、町民生活課長を歴任され、児童福祉、住民生活に関わる行政に精通されている方でございます。令和2年3月に定年退職され、同年4月から現在まで再任用職員として産業振興課に勤務されております。長年にわたる行政経験を生かされ、人権擁護委員としてご活動いただけるにふさわしい方であると確認し、推薦するものでございます。

以上、提案理由を申し述べました。議会の意見を求めるものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてと諮問第2号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについての2件を採決します。この採決は議案ごとに起立によって行います。

諮問第1号、本件は適任と認め、答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては適任と認め、答申することに決定しました。

次に、諮問第2号、本件は適任と認め、答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては適任と認め、答申することに決定しました。

◎議案第1号から議案第15号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦満雄君） 日程第19、議案第1号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例から日程第33、議案第15号 令和7年度軽米町下水道事業会計予算の合わせて15件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号 令和6年度軽米町一般会計補正予算（第9号）及び議案第10号 令和7年度軽米町一般会計予算の合わせて3件について、総務課長、日山一則君。

〔総務課長 日山一則君登壇〕

○総務課長（日山一則君） 議案第1号、議案第7号及び議案第10号の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。内容につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、職員の早出、遅出勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を拡大するものでございます。

第7条の3では、育児または介護を行う早出、遅出勤務の対象となる職員を規定しておりますが、同条第2号において、「小学校に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの」、この「規則で定めるもの」とは、放課後児童クラブに通う子を出迎えるために赴く職員のことを指定しておりますが、本改正によりこの「規則で定めるもの」を削ることにより、対象となる子の範囲を拡大するものでございます。

第7条の4では、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について規定しておりますが、同条第2項において、「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に改めることにより、対象となる子の範囲を拡大するものでございます。

次に、議案第7号 令和6年度軽米町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,698万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億6,387万8,000円とするものでございます。

繰越明許費につきましては、5ページを御覧ください。御覧の第2表、繰越明許費のとおり、軽米町役場庁舎受変電設備改修事業、物価高騰対策生活者支援事業、調整給付不足額等給付事業、戸籍関連システム改修事業、町道岩崎外川目線こぶし橋橋梁補修事業の5つの事業について、年度内にその事業が終わらない見込みであることから、令和7年度に繰り越して使用するため設定するものでございます。

次に、債務負担行為の補正につきましては、6ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正のとおり、本年度の農業近代化資金の貸付額が確定したことから、後年度の利子補給補助金について限度額を変更するものでございます。

地方債の補正につきましては、7ページを御覧ください。第4表、地方債補正のとおり、事業費の確定により借入額が変更となることから、過疎対策事業債の限度額を変更するものでございます。

議案第10号 令和7年度軽米町一般会計予算についてご説明申し上げます。内容につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億7,000万円と定め、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、議案書に記載のとおりとするものでございます。

議案第1号、議案第7号及び議案第10号の合わせて3議案につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第2号 軽米町企業版ふるさと納税基金条例について、政策推進課長、野中孝博君。

〔政策推進課長 野中孝博君登壇〕

○政策推進課長（野中孝博君） 議案第2号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第2号は、軽米町企業版ふるさと納税基金条例を制定するものでございます。本条例案は、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の財源に充てるため、基金を設置するものであります。

企業版ふるさと納税制度の概要ですが、地方公共団体が国から認定を受けた地域再生計画に掲げられた事業のことをまち・ひと・しごと創生寄附活用事業といたしますが、その事業に企業が賛同し寄附を行った場合に、法人関係税の控除が受けられる仕組みで、最大9割の優遇措置を受けられることとなっております。

企業版ふるさと納税は、原則として寄附を受けた当該年度の事業に充てることとなっておりますが、本基金を設置することで翌年度以降の事業にも充てることが可能となりますことから、寄附金を柔軟かつ最大限に活用するため、基金を設置しようとするものであります。

以上、議案第2号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第3号 軽米町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例、議案第4号 軽米町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例等の一部を改正する条例、議案第8号 令和6年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第11号 令和7年度軽米町国民健康保険特別会計予算及び議案第13号 令和7年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算の5件について、町民生活課長、鶴飼靖紀君。

[町民生活課長 鶴飼靖紀君登壇]

○町民生活課長（鶴飼靖紀君） 議案第3号 軽米町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これまで基金の設置目的を国民健康保険の保険給付費（老人保健拠出金及び介護納付金を含む）及び保健事業の推進に要する経費に不足を生じた場合の財源に充てるためとしておりましたが、現在廃止されている老人保健拠出金の文言が含まれていること、また今後は国民健康保険事業全般について状況に応じた対応をできるよう、国民健康保険事業の健全な財政運営の財源に充てるためと改正しようとするものでございます。

第2条につきましては、特別会計の名称が晴山診療所があった際に事業勘定と直診勘定として区別しておりましたが、現在区別がなく、単に国民健康保険特別会計としていることから、文言を現行に合わせて改正するものでございます。

議案第4号 軽米町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例等の一部を改正する条例について説明いたします。こちらは、軽米町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例、軽米町ひとり親家庭医療費給付条例、軽米町児童及び生徒医療費給付条例及び軽米町寡婦等医療費給付条例の文言の中に令和6年12月2日より被保険者証が廃止され、いわゆるマイナ保険証の利用が始まったことに伴いまして、被保険者証等の文言を削除するものでございます。あわせまして、軽米町児童及び生徒医療費給付条例に受給者証の提示に係る条文がなかったことから、条文を追加するものでございます。

議案第8号 令和6年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ844万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ10億6,014万2,000円とするものでございます。主な内容でございますが、歳入につきましては国民健康保険税の調定額が確定したことに伴いまして、910万8,000円を減額し、また保険基盤安定繰入金等一般会計からの繰入金が増額したことから、62万円を増額するものでございます。

歳出につきましては、保険給付費を1,670万1,000円を減額し、諸支出金といたしまして令和5年度分の国庫負担金等の精算によります返還金を821万3,000円を増額しております。

議案第11号 令和7年度軽米町国民健康保険特別会計予算でございますが、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,575万2,000円と定め、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては議案書記載のとおりでございます。

議案第13号 令和7年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,110万円と定め、一時借入金に

つきましては議案書記載のとおりでございます。

議案第3号、議案第4号、議案第8号、議案第11号及び議案第13号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第5号 軽米町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、議案第6号 軽米町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 令和6年度軽米町水道事業会計補正予算（第3号）、議案第14号 令和7年度軽米町水道事業会計予算及び議案第15号 令和7年度軽米町下水道事業会計予算の5件について、地域整備課長併任水道事業所長、神久保恵蔵君。

〔地域整備課長併任水道事業所長

神久保恵蔵君登壇〕

- 地域整備課長併任水道事業所長（神久保恵蔵君） 議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第14号及び議案第15号の提案理由をご説明いたします。

初めに、議案第5号の提案理由についてご説明申し上げます。議案第5号は、軽米町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。内容でございますが、軽米町の道路占用料は、軽米町道路占用料徴収条例により定められており、その金額は固定資産税評価額や県の道路占用料の算定方法に基づいております。町においても、県に準じて占用料の額を改定しようとするものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表の別表（第2条関係）のとおりとなっておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

提案理由として、軽米町道路占用料の改定に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第6号の提案理由についてご説明申し上げます。議案第6号は、軽米町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。内容でございますが、水道法の一部改正に伴い、当該改正内容を踏まえ改正するものでございます。

水道事業に携わる職員の減少に伴い、技術上の監督業務を行う者及び水道技術管理者の確保が難しくなっていることから、水道法施行令及び水道法施行規則において資格要件が緩和され改正となったものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表のとおりとなっておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

提案理由といたしまして、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改正しようとするものでございます。

次に、議案第9号の令和6年度軽米町水道事業会計補正予算（第3号）の提案理

由についてご説明申し上げます。補正予算書1ページを御覧いただきたいと思いません。第2条に掲げる資本的収入及び支出でございます。令和6年度水道事業会計予算、第4条本文括弧書き中「不足する額2億1,992万7,000円」を「不足する額2億1,943万2,000円」に改め、資本的収入を49万5,000円増額し、資本的収入の予定額を6,910万5,000円にするものでございます。これは、老朽管更新対策事業の事業確定に伴う出資金の増額でございます。

続きまして、議案第14号 令和7年度軽米町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。予算書1ページを御覧いただきたいと思いません。第1条の総則のとおり、令和7年度軽米町水道事業会計の予算は、次のとおり定めるものでございます。

第2条の業務予定量は、給水戸数2,388戸、年間総給水量56万4,655立方メートル、1日平均給水量は1,547立方メートル、主な建設改良事業は老朽管更新事業でございます。

第3条の収益的収入及び支出は、収入の水道事業収益を3億2,342万2,000円と定め、支出の水道事業費用を3億2,278万3,000円と定めるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出は、資本的収入を5,771万8,000円と定め、資本的支出を3億309万8,000円と定めるものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,538万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条の債務負担行為については、水道施設台帳管理システム構築業務に、期間、令和8年度から令和9年度まで、限度額1,760万円を設定するものでございます。

第6条の企業債は、老朽管更新事業に2,000万円の限度額を設定するものでございます。

第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費2,082万5,000円を計上しております。

第8条の他会計からの補助金は、一般会計からの補助金を8,404万8,000円としてございます。

第9条のたな卸資産購入限度額は、1,349万9,000円と定めるものでございます。

最後に、議案第15号 令和7年度軽米町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。予算書1ページを御覧いただきたいと思いません。第1条、総則のとおり、令和7年度軽米町下水道事業会計の予算は、次のとおり定めるものでございます。

第2条の業務予定量は、汚水処理接続戸数は560戸、年間総排水量10万9,500立方メートル、1日平均排水量は300立方メートルとなっております。

第3条の収益的収入及び支出は、収入の下水道事業収益を1億6,457万1,000円と定め、支出の下水道事業費用を1億6,647万5,000円と定めるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出は、資本的収入を5,880万円と定め、資本的支出を5,880万2,000円と定めるものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条の債務負担行為については、浄化センター施設管理運営委託料に、期間、令和8年度から令和9年度まで、限度額3,458万2,000円を設定するものでございます。

第6条、一時借入金は、限度額5,000万円を定めるものでございます。

第7条の予定支出の各項の経費の金額の流用について、記載のとおり定めるものでございます。

第8条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費695万4,000円を計上してございます。

第9条の他会計からの補助金は、一般会計からの補助金を6,582万円としてございます。

以上、説明とさせていただきます。議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第14号、議案第15号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(松浦満雄君) 議案第12号 令和7年度軽米町介護保険特別会計予算について、健康福祉課長、竹澤泰司君。

[健康福祉課長 竹澤泰司君登壇]

○健康福祉課長(竹澤泰司君) 議案第12号について提案理由をご説明申し上げます。

議案第12号は、令和7年度軽米町介護保険特別会計予算でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,114万8,000円と定め、一時借入金につきましても議案書に記載のとおりとするものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(松浦満雄君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案15件については、後ほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案15件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、令和7年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案15件については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、令和7年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日以降の特別委員会は委員長から通知されます。

次の本会議は、3月4日午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。

（午前11時57分）